



Title	ステイトとネーション:近代国民国家と世界経済の政治経済学
Author(s)	佐々木, 隆生
Citation	経済學研究, 47(2), 105-123
Issue Date	1997-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32065
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(2)_P105-123.pdf



ステイトとネーション

——近代国民国家と世界経済の政治経済学——

佐々木 隆 生

はじめに

経済学者達は、これまで国民経済の存在を前提に経済学を考察してきた。古典派の経済学者達が、自らの経済学を政治経済学原理 (principles of political economy) と称したのは、彼らが対象とした経済社会 (economic society) が, *societas domestica* (domestic society……独立した自由市民の家) の *οικονομία* (οικονομία) すなわち家政 (*familiaris administratio*) ではなく、独立した市民によって構成される国家 (state) の、あるいは市民社会 (*societas civilis, civile society*) の経済 (economy) であることを指示するものであった¹⁾。つまり、家のような私的な社会ではなく、公的な社会の経済を対象とするという意味がそこにはこめられていたのである。その公的な社会が他

ならぬ国民的(national)な社会であるという意識がやがて生まれる。そのことは、政治経済学が「国民経済学」と呼ばれるようになったことに象徴される。19世紀には、それらの国が置かれていた歴史的環境もあって、ドイツとイタリアの経済学者達が自らの体系に「国民経済学」という呼び方をあてたのであった²⁾。その後も、経済学者達は意識的にか無意識的にか、ごく一部の試みを除けば、国民国家の枠内にある経済社会を一個の独立した体系 (system) として考えてきた。だが、今、このような国民経済学的な政治経済学は、経済社会の現実とその理論への反省がもたらした衝撃にさらされている。しかも、そのような衝撃は、多重に加えられている。

第1の衝撃は、他ならない経済社会の世界的普遍性の発展から与えられた。すべての国民経済のそれぞれが、一個の個体のように自己完結

1) 政治経済学(political economy)の用語法は、経済学(economics)という用語の普及とともに、大きく変わってきた。古典派から現在にいたる用語法についての批判的検討は、Staniland(1985)に詳しい。Rousseau(1971, [1755])が、「エコノミー……という言葉は、オイコス……からきたもので、元来は家族全体の共同利益のためにする・賢明にして、法にかなった家政を意味するものでしかない。この言葉の意味は、そののち国家(État)という大家族の管理にまで拡張されることとなった。これらの二つの語義を区別するために、後者の場合を一般経済または政治経済と呼び、他の場合を家庭経済または私経済と呼ぶ」(p.276, 邦訳p.7)、と述べているのは、古典派の用語法が生まれてきた過程をよく示している。なお、これに付随して指摘しておく、Hegel(1955, [1821])がスミス、セイ、リカードの政治経済学を国家経済学(*Staatsökonomie*)と訳しているのが、決して誤訳ではないことが明らかであろう。なお、

ステイトと市民社会の区別については、本稿§2に詳しく説明するように、同一視するものではないが、それを含めて、政治社会、国家、市民社会、市場社会、経済社会などの概念については本稿で必要に応じて触れることになる。ここでは、政治経済学という用語法が家政に対置して用いられたということに触れておけばよいであろう。

2) 佐々木(1989, p.29, n.23)でも触れたが、国民経済(national economy)という用語が普及するのは、List(1959, [1837])が古典派を世界市民主義的あるいは万民主義的経済学と規定して、国民経済という概念を訴えてからのように思われる。それ以前にイタリアのOrtesやドイツのThünenなどの著作が国民経済という用語を用いるが、それらが政治経済学に対してどのような位置を占め、またListを含めてドイツ歴史学派にどのような影響を与えたかは、興味深い点だが、ここでは立ち入らないことにしたい。

的に存在し、それぞれがあたかも系統発生を繰り返すかのように発展してゆくという期待は、構造的低開発や「中枢」・「周辺」関係の再生産という世界経済の現実によって否定された。また、同じ期待は、第1次大戦以後経済外的諸要因とインシュラー・エコノミーをもたらしした経済政策・制度が第2次大戦後に継起的に解体され、さらに自由な国際資本移動が支配的となった1980年代以後に一層国際的相互依存が拡大・深化してきたことによってもはかなく消え去りつつある³⁾。理論的には、むしろ、市場を規定する社会的分業の性格からしても、また分業を律する貨幣・価格関係の性格からしても、市場社会は本質的に普遍的な世界性を備えていると言った方が、市場の本来的空間を正しく表現するであろう⁴⁾。では、一体、国民経済とは何であるのか。国民国家(nation-state)の形成という歴史的時代を背景に、あるいはインシュラー・エコノミーという歴史的時代を背景にして、ある完全性を備えた独立の自然物のように考えられてきたこの概念に反省を加えるべき時が来ている。

第2の衝撃は、国際経済理論の有効性が問われる現実から生じてきた。国際経済理論は、世界経済を構成する国民的市場あるいは国民経済を無差別に多数存在する諸個人や諸企業と同様に扱い、抽象的な一つのスポット市場として規定した上で、一つの独立した完全な市場、つまり独立した経済体系を対象とした経験科学的理論モデルに修正を与えるという方法をもって構築されてきた。その意味で、国際経済理論は応用経済学(applied economics)に他ならな

った。だが、この抽象は、現実に対して余りに多くの限界を有している。現実の世界経済では、国民国家(nation-state)は都市国家(polis)的なスポットと帝国(empire)的な広域空間の間に、中途半端に多様に存在している。ここから、国際経済学の理論モデルは多くの問題に直面してきた。各国の生産関数は異なり、資源賦存状況は異なり、規模も異なる。そうした世界を普遍的・抽象的に描くためには、学問的な操作が必要とされる。その操作とは、市場を一つのスポットとして考え、かつそうしたスポットが国民経済という形で存在するという仮定であった。どのような国も小国として扱いうるような、あるいは、ある程度まで同質なヨーロッパ諸国が世界を代表するような、また国際関係が国民経済の補完物としてしか機能しないような状況では、このような操作はある程度有効でありえたかもしれない。だが、今日のように、世界のGDPの50%近くがわずか3カ国に集中して、それらの国々の経済が他者に巨大な寡占的影響を与え、しかも実に異なる経済体制や発展段階の諸国が世界経済の主体として包括されるようになり、さらにインシュラー・エコノミーが解体された世界では、そのような操作は、理論を支配的事実から遠ざけるだけである。リカードウ的にせよヘクシャー・オーリン的にせよ既存の理論モデルが大きな限界に直面してきたことは疑いをえない。この限界を越えない限り、工業国と発展途上国の間の国際経済関係や欧州連合(EU)にみられる地域統合などをリアリティーをもって分析することはできない⁵⁾。では、国際経済理論が所与としてきた国民国家とは経済的

3) 読者は、戦後の「自由化」ではじめて国際的相互依存が生じたわけでないことをよく理解する必要がある。1913年以前の世界に匹敵する貿易依存度に戦後世界が達するには、OECD諸国だけをとっても1950年を底に約20年かかったし、国際資本移動の規模をみれば1980年代後半から急速に拡大したとはいえ、果たして1913年以前と同様な位置に達し得ているかどうかは疑わしいのである。

4) この点については、佐々木(1993)、pp.24-29において詳しく論じておいた。参照されたい。

5) 応用経済学としての国際経済学は、ある領域では限界を越える努力をしてきた。大国の仮定を導入してゲームの理論を応用することや、収穫逓増の仮定を導入して集積効果を分析するなどの試みは、いずれもそうしたものであった。私は、このような試みは十分有効であると考え、分析的な経済理論の展開を否定するものではない。だが、こうした分析的理論研究がもつ限界にも経済学者は目を向けるべきであろう。その限界とは、分析的スキームに入りきらない非市場的、非経済的諸要因への接近が閉ざさ

に何なのか。問いは自ずと国民国家と市場社会の関係自体を問うところへと進まざるをえず、それへの回答を基礎に国際経済理論を再構成する必要が生まれている。思うに、国民国家は、いずれも歴史的に見て資本主義的市場社会の形成とともに確立されてきたものに他ならず、国民国家と市場社会の関係を前提にした国際経済関係の本質や機能は、国民国家の存在を抽象的に外在的与件とすることによっては到底明らかにならないと言うべきであろう。

第3に、これらの国民国家の中の国民的市場は、二つの大戦を経て、また特に第2次大戦後に著しく国家なり政府の干渉を受け、一見インシュラー・エコノミーであるかのように存在してきたが、そうした国家干渉自体が国民国家の経済政策上の自律性を浸食してきたことを看過してはならない。ケインズ的な国家的自足(national self-sufficiency)は現実にはありえず、IMFは自由・無差別・多角主義を標榜しつつグローバルに管理された国際金融関係を創出しようとする試みであったし、変動為替相場制によって国民国家の自律性を確保しようとする試みは、G7国際協調を生み出すことに結果した⁶⁾。EUの固定為替相場制度や所得再分配政策は、国民国家がもってきた経済高権(Prerogatives, regalien)の独占状態を終わらさずにはおかない。市場だけでなく、経済政策までが国境を越えてしまった時、国民国家と市場社会との関係をこれまでのような便宜的な表象や概念に

れている点にある。そして、そこから、経済学者は、しばしば、市場外の要素を非合理的と考えるか(たとえば、妥当な経済政策の実施は不合理な政治的理由で妨げられる、というように)、あるいは重要な経済的变化を経済体系にまったく外在的なものとして与件にしてしまうか(権力資源として経済を利用するような試み、たとえば石油危機は外生的ショックであるとして片づける)、さらにまた、具体的な政治的歴史的状況を前提にした個別のケースの中でしか分析的理論の応用がなしえない結果におちいつてきた。そこには、またそこからは種々の矛盾が存在することになるのだが、経済学者はそうした矛盾をほとんどの場合看過しているのではあるまいか。

6) 佐々木(1993), pp.331-361。

よって片づけることは不可能となる。

これらの衝撃は、当然のことながら経済学を含む社会科学に影響を与えてきた。従属理論、世界システム論はその所産であったし、国民国家と経済学との関係を検討した上での私の世界経済論の提唱もそうであった⁷⁾。だが、これらの作業は未完に終わっている。私が確認しえたのは、市場社会としての近代社会が普遍性あるいは世界性を有しているとともに、歴史的に生成した国民国家が近代市場社会の生成に対応してきたという事実にはすぎなかった。限界は、それまでの考察が市場社会の側面からのみなされてきたことにあった。それだけでは、つまり国民国家それ自体を対象とすることなしに、近代社会と国民国家との関係を問うことは不可能である。したがって、本稿の考察対象は、国民国家の謎自体を解き明かすことにおかれる。

このように、本稿の課題を設定すると、次のような異議あるいは懸念が生じるかもしれない。それは、経済学研究の課題ではなく、政治学、社会学、法制史学など他の諸領域の研究対象ではないのか、と。そして、このような異議は、経済学徒がそのような領域に足を踏み入れた時に必ず犯すであろう「素人」的な誤りへの危惧と、「研究者」がもつべき専門性の冒瀆に対する批判を含む。だが、経済学の「科学」としての自立からはじまった社会科学の分裂・専門化を前提にしては国民国家は把握されえない。他領域の研究者が国民国家をめぐるナイーブにすぎない経済学的考察を含んで国民国家論を展開している場合を見出すのにそう苦労はしない。課題自体、諸科学に対象を分解しようようなものではないのであり、最初から諸科学の総合を必要としているのである。本稿の考察は、他の専門領域の研究者から見ればナイーブすぎる考察や描写をおそらく含むかもしれない。だが、国民国家はそのような危険を冒して接近するしかない研究対象なのである。そしてまた、

7) 佐々木(1989, 1990, 1993)。

そのような研究対象にあつては、狭い専門だけからの接近が、科学的どころかむしろ滑稽な歪みを伴う場合もあることを忘れてはならない。

上のことに関連して、本稿は、他領域の研究成果に依存した考察を多く含むことになるが、当然のことながら、他領域での専門的先端研究がもつ精緻さや独創性を吸収することはできない。私になしうるのは、これまでの研究において確立されたと思われる基礎的な、したがって他の専門領域の研究者や知識人一般が利用する知恵を同じように私の考察に織り込んで行くことでしかない。それどころか、例えば歴史については、マルク・ブロックやメイトランド、ミッタース、ヒンツェ、ブローデルといった人々の古典的ともいえる業績を歪め、水で薄めたようなものを叙述することになるだろう。その結果、国民国家について多くの知見を有している人から見れば冗長で退屈な叙述になるに違いない。だが、専門外とされてきた領域に踏み込まざるをえないことに加えて、私には多くの経済学徒に向けて書かなければならないという課題もこなさなければならず、さらに最も重要なことだが、私の専門外の領域にある諸問題についての知識が正確なものであるかどうかを当の専門領域の研究者に検討してもらう必要がある。ある冗長さはやむを得ないものと理解していただきたい。当然のことながら、ある専門研究の発展が「確立された」とされているものを覆しつつあるか、あるいは近い将来に否定してしまうことから、本稿が欠点をもつものとなる可能性を排除することはできない。私には、織り込んだあれこれの糸が綻びてしまってもなお固有の機能をもちつづけることができるような衣服を作るように努力するしかないのである。そして、本稿への批判が専門領域を越えた討論と研究を導くことを期待することにした。

本稿は、大きく3部からなる。第Ⅰ部は、国家、つまりリヴァイアサン自体についての考察であり、第Ⅱ部はネイションの考察にあてられ、第Ⅲ部は世界経済と国民国家の間の緊張に満ち

た関係の考察にふりむけられることになるう⁸⁾。

I. リヴァイアサンと市民社会

§1. 国民国家の脱神話化

国民国家の神話

国民国家は、確固とした正統性と正当性をもって現代社会の基礎をなしているかに見える。東西に「引き裂かれていた」ドイツ人は一つの権力に集中された国家を当然のように形成するべきであつたし、諸民族を抱えたソヴィエト連邦や旧ユーゴスラヴィアは解体され、民族自決(national self-determination)の原理に従って、多数の「古来の」諸国民国家群に置き換えられた。その際の手法などについてはともかく、そのこと自体についてはほとんど異論が出されていない。どのような人権の抑圧や無法な殺戮があつたとしても、まず何よりも民族の意志によって単一の主権を有する国家形成が承認されるべきであり、国民投票による国家独立は国家形成に無条件の正統性を賦与するかのように考えられている。国民あるいは民族は国家形成の普遍的な正統化原理をなしているかのように一般に受容され、国民国家以外の国家や政治社会のあり方を想定するのは困難であり、そして時にはそれは歴史を貫いて政治社会の基本的ありかたであつたかにさえ見える。国民国家は、今や侵すべからざる正統性を纏った神話とさえなっていると言えよう。国民国家への接近は、こうした神話的とも言える諸観念を覆すという気の遠くなることから始めなければならない。

国民と国家の間

第1に、明確にしておかなければならないの

8) 本稿は、その性格から、私の近代国民国家についての論考を一部含まざるをえないものとなる。当然、佐々木(1989, 1990)と重複する叙述や、その修正が本稿にはみられることになるう。

は、国民国家が、国民あるいは民族(nation)と国家(state)からなる合成語に他ならないことである。そして、両者は決して同一のものではなく、また必ず結合しうるものでもない。国家は、国民的領域ばかりではなく、より広い帝國的領域にも、また都市のようなより小さな領域をもその領域として成立しうる。しかも、「一民族一国家(one nation, one state)」と規定しうるような国家は、実はきわめて少ない。国民国家の原型となったヨーロッパ諸国を考えればよい。ヨーロッパでは、これまでしばしば言語が民族を規定する傾向があったが、言語的にみて「一民族一国家」である例は、極めて少ない。イギリス、ベルギー、イタリア、スイス、オランダ、スペインなど皆多言語国家である。フランス革命以来、イル・ド・フランスの言語であるフランス語が標準語として支配的でありつけてきたフランスでも、大革命当時にフランス語を自由に操ることのできた人口はせいぜい12%程度にすぎなかった。住民の母語は、今日でもフランス語、オクシタン語、ブルトン語、イタリア語、カタアルニア語、ドイツ語、バスク語などにわかれている⁹⁾。こうした言語境界は、ある場合は民族境界と一致し、ある場合は一致しない。これと反対に、民族(nation)と自己を認識する集団が、特定の領域的主権国家の国境を越えて存在する場合も少なくない。時にはハンガリー人やロシア人がそうであるように、固有の国民国家のすぐ外側の別の国民国家内の少数民族として、また時にはユダヤ人がそうであるようにかはるか隔てたあちらこちらの地域に、あるいはまたバスク人やクルド人のように固有の国民国家を持たずに複数の国家に所属する形で、そうした諸民族が存在する。

国民(nation)の近代性

第2に、そのことに関連するが、国民(nation)も国家(state)も中世盛期から近代にかけての

歴史の中で誕生したものであり、歴史貫通的に存在してきたとは到底言えない。

ネイションとしての国民あるいは民族は、ラテン語の「生まれたもの」「人民」「出生地」「人種」などを意味するnatioを起源とする言葉だが、中世には「外国人」やヨーロッパの諸地方から集まった学生が出身地ごとに形成した「学生団」を意味していた。それが、今日あるような意味を有するようになったのは19世紀になってからである¹⁰⁾。そして、そのことによく現れているように、国民なり民族として考えられるものも、またその概念も、絶対王政から市民革命を経る歴史の中で生まれてきたのである。ニーチェが言うように、19世紀にあっても、「今日ヨーロッパにおいてナチオンと呼ばれ、もともと《生まれたもの》というよりはむしろ《作られたもの》であるところのもの(それどころか《虚構され描出されたもの》に混同されるほど似ているもの)は、いつの場合にもある生成しつつあるもの、若いもの、容易に推移しうるものであって、なお種族ではなく、ましてユダヤ人種のように《青銅よりも永遠な》ものではない」¹¹⁾のである。このような歴史性は、国民あるいは民族の概念の中に刻み込まれている。

国民とは、単にある政治的支配下にある住民を集散的に指す言葉ではない。同じ国の中にある住民であっても、地域的閉鎖性が存在し、かつ地域を排他的に直接に支配するものが国の支配者とは別に存在しているような場合、さらに住民が身分制などのヒエラルキーに組み込まれ、身分への帰属意識が強い場合、さらに国を越えるコスモポリタンな権威が存在し、それへの住民の忠誠が強く存在する場合には、住民が自己をある国民として意識することは困難である。住民が一個の共同体を形成する相互に無差

10) nationの語義の変遷については、種々の文献があるが、とりあえずHobsbaum(1990) pp.14-45.を参照されたい。なお、「学生団」をはじめ中世のnationをめぐる意識については、Coulton(1935)が詳しい。

11) Nietzsche(1968 [1886]), p.202, (邦訳, p.249)。

9) Coulmas(1985), p.30 (邦訳pp.30-31)。

別の構成員であることを意識するようになって初めて国民意識が生じ、今日あるように第一義的忠誠をその共同体に捧げる、あるいはその共同体を自己の運命と重ね合わせる「国民」が生まれる。したがって、国民の誕生は、ある程度までの排他的な政治的権力の確立と住民間の差別の解消、さらに住民間の社会的流動性の形成を必要とする。フランス大革命がはじめて国民を誕生させたと言われるのもこうしたことからである。

ネイションを民族と言う場合にも、上のことが前提となる。神聖ローマ帝国に国民あるいは民族国家ドイツの起源を置くのは、何もドイツ統一を求めた19世紀プロイセン人や「第三帝国」の支持者ばかりではなく、コンツェのような歴史学者にも言える¹²⁾。だが、その時代に「ドイツ国家」は存在せず、「ドイツ民族」意識の背骨となる共通の言語や法(jus teutonicum)があったとしても、ドイツ人の居住する「大領域を生き生きと想像できたのは、第一に、その身分と使命により直接国家(Reich)に結びつけられた人々、特にあらゆる階層の貴族及び、中世後期からは、都市の上層市民に属する人々だけであった」(コンツェ)¹³⁾し、政治的忠誠心や帰属意識の点から言えば、「ドイツ人」に対抗しようとする住民共同体や帰属集団が、例えば領邦国家や都市、教会などに関連して存在したのであった。「万世一系」の天皇の下に神話的時代から「日本国民」なり「日本民族」があったという錯覚がよく語られるが、日本人が日本人として自己を意識するようになったのは明治維新以後であったといつてよいであろう。それ以前の住民は、人種的な、あるいは疑似血統共同体を構成する住民としての同胞意識をもちえたり、また神聖ローマ帝国内でもそうであったように、同一書記言語を使う住民集団として、あるいは貴族や上層市民が意識する共同体として日本人意識が

存在しえていたとしても、国民国家形成の基礎となるような民族意識はもちあわせてはいなかった。中世の農民は、天皇支配の下での民族の構成員としてよりも、自分が居住する地域の領主の「領民」として自己を意識したに違いない。天下統一の後でもそれは同じであって、「維新の一挙を以て、政治の体裁は数百年の古に復したりと称すといえども、……、今の人民は鎌倉以来封建の君に牧せられたるものなれば、王室に対するよりも封建の旧君に対して親密ならざるを得ず」(福沢諭吉)¹⁴⁾、「幾百年間英雄の割拠、二百年間の封建制度は、日本を分割して、幾百の小国たらしめ、小国をして互いに藩屏閼所を据えて、相猜疑し、相敵視せしめたれば、日本人の脑中、藩の思想は鉄石のごとくに堅けれども、日本国民の思想は微塵ほども存せず」(竹越与三郎)¹⁵⁾というのが実態に他ならなかった。

無論、民族としてのネイションは国民としてのそれとは異なる規定を受け取る。国民としてのネイションの中に複数の民族としてのネイションが存在するという問題がここに生じる。この場合のネイションを正確に規定するのは、実は相当困難であって、それ自体論争の対象となっていることはよく知られている通りである。スターリンの周知の規定、「民族とは、言語、地域、経済生活、及び文化の共通性のうちにあらわれる心理状態の共通性を基礎として生じたところの、歴史的に構成された、人々の堅固な共同体である」、そして「すべての特徴が同時に存在する場合に、はじめて民族が与えられる」という規定¹⁶⁾は最もよく知られているものの一つ

14) 福沢(1995, [1875]), p.269.

15) 竹越(1965, [1891]), p.7. なお、日本における「国民」「民族」形成については、つとに橋川文三(1994, [1968])があるが、近年の「国際化」、冷戦終結後のエスノ・ナショナリズムの展開、敗戦後50年をめぐる思想状況から、新しい注目が寄せられてきた。橋川の復刻版刊行や、歴史学研究会(1994)、西川・松宮(1995)、井上・上野・大澤・見田・吉見(1996)、酒井・プレット・ド・バリー・伊豫谷登士翁(1996)などがそれを示している。

16) スターリン(邦訳1953, [1913]), pp.50-51.

12) Conze(1963), pp.17-21, (邦訳, pp.13-15).

13) Conze, *op. cit.*, p.20, (邦訳p.15).

であろうが、このように実体としての民族をその実体の客観的属性から把握しようとする試みは、他の試みを含めて知的検証に堪え得ないものとなってきた。スターリンの規定は、ヒュー・シートン・ワトソンの言うように、歴史的伝統や宗教を含まず、それ故に、地域性の強調とあいまって、ソヴィエト連邦の中のユダヤ人抑圧を正当化する根拠となった¹⁷⁾。また、この規定では、複数言語の基礎の上にあるスイスのナショナリズムなどを理解することはできない。こうした規定を行う試みは、「常に例外が見出される」(ホブズボーム)¹⁸⁾結果にゆきつくのである。シートン・ワトソンの「私はネイションについてのいかなる科学的定義をも引き出しえないという結論に達することを余儀なくされた。だが、ネイションという現象は存在してきたし、現存している」¹⁹⁾という言葉は、「不可知論」や「自己破産宣言」(中村平治)²⁰⁾ときめつけて退けるには、あまりにも重いと言わねばならない。ここでは、その問題に直接踏み込むことはしない。ただ、次のことを指摘しておけばよいであろう。今日のフランス民族は、戦後のマグレブからの移民の末裔を除いたとしても、血統共同体的には、ローマ人、ゴール人、ブリテン人、ゲルマン人からなり、中世後期には相互に区別しあったイル・ド・フランスのフランス人、ノルマンディー人、ブルターニュ人、ロレーヌ人、ブルグンド人などからなる。カロリingerの帝国が解体してから長くチュートン(teutonicus)の帝国にあってドイツ語を話していた住民は、今日では、オランダ人、ドイツ人、オーストリー人、スイス人などに分かれている。同じようなことは、今日一個の民族として認識されているほとんどの住民集団について言える。部族共同体、血統共同体、言語共同体、特定の文化共同体などをもって「永遠」の民族を規定することはほ

とんど不可能である。確かなことは、今日ネイションと言われるものが誕生し、つまり言語的にも歴史的にも血統的にもイル・ド・フランスの人々とは区別されるブルターニュ人やノルマンディー人が、強制的にか自覚的にか、自己をフランス人と意識するようになり、それをネイションと呼ぶようになったのが、フランス大革命以後のナショナリズムの登場の時代に属する、ということだけである。

国家(state)の近代性

ステイトとしての国家もまた政治社会の創世や古代から存在するものではない。エンゲルスは、古代国家を含んで「国家(Staat)は階級対立を抑制しておく必要から生まれた」²¹⁾と言い、他の著作家も歴史貫通的に統治・政治支配システムなり、政治社会を国家と呼んできた。中国語起源の「国家」という言葉をもってステイトの訳語にあててきたこの国では、なおのこと国家は古来のものと受けとめられやすい²²⁾。「国家のために働く」というような表現をこの国の政治家や官僚がする場合には、国土と国民を総合した国か、皇室を長とする社会や共同体が「国家」という言葉にこめられているであろう。そうした場合の国家がステイトではなく、中国語起源の国家から転じた「国家」であることは疑いえない。このような用語法をとる人々には、「国家とは、ある一定の領域内部で一この「領域」という点が特徴なのだが一正統な物理的暴力行使の独占を(実効的に)要求する人間共同体である」(ヴェーバー)²³⁾や「権力は国家の本質に属する」(マイネッケ)²⁴⁾という規定は、おぞましいものに聞こえるかもしれない。だが、

21) Engels(1973, [1884]), p.166, (邦訳, p.170).

22) 中国語起源からすれば、国家は「くに」「王室と国土」「天子, 王」「諸侯の国と卿大夫の家」「小国, 邦」であり、これらが日本では転じて使用されていたが、明治以後にstateの訳語に国家をあてるようになり、日本語の「国家」は一層多義的となっている。

23) Weber(1972-1 [1919]), p.822, (邦訳, p.9).

24) Meinecke(1924), p.16, (邦訳, p.64).

17) Seton-Watson(1977), pp.3-4.

18) Hobsbawm, *op. cit.* pp.5-6.

19) Seton-Watson, *op. cit.*, p.5.

20) 中村(1995), p.10.

ステイトとしての国家は、統治・支配システムや政治社会一般を指すものではなく、また国を言い替えたものでもない。それは、ヴェーバーが言ったような意味で世界に誕生したのである。

武装力なり権力を意味するラテン語statioに起源をもつこの言葉、stato, Etat, Staat, stateを国家の意味で使用しはじめたのは、マキャヴェリからはじまるルネッサンス以後の政治思想家たちであった。そして、そこで意識されたのは立法、司法、行政、軍事などの合法的公権力が君主あるいは国家という一つの機構に集中もしくは系列化されたことであった。いわゆる絶対主義国家から次第に形成されていったヨーロッパ近代主権国家こそステイトとしての国家だったのである。それ以前のヨーロッパの政治社会、統治・支配システムは、stateではなくpolis, civitas, res publica, societas civilisなどの言葉によって表現される「旧き市民社会」に他ならなかった。リーデルは「古いヨーロッパの意味における市民社会は政治学的な伝統概念であり、のみならずそれは政治世界の、つまりそこにおいては国家と社会がまだ分裂せず、むしろ双方が自らのうちで同質的な市民的・政治社会の統治機構を形成している政治世界の、中心的な根本カテゴリーである」と、ステイトとしての国家と「旧き市民社会」の区別を念頭に置きながらsocietas civilisに触れている²⁵⁾。この区別については後に詳しく述べるが、「旧き市民社会(societas civilis)」とは、非自由人を家(societas domestica)―それは経済的領域を担った―において支配する自由人、すなわち市民によって構成されるアリストテレス的政治社会、徹頭徹尾公的な政治社会に他ならない。そして、この公的政治社会を構成する自由人は、国家形成に先立つ中世ヨーロッパでは、基本的に王をはじめとする他者によっては冒されることない自力救済権を有していたのである。国家とは、このような社会から権力を排他的に集中

もしくは系列化して誕生した新しい統治・支配システムだった。「社会から生まれながら社会の上に立ち、社会にたいしてみずからますます疎外していく権力が、国家である」というエンゲルスのヘーゲル風の有名な規定は²⁶⁾、その意味では、彼自身が言うような古代国家を含む統治・支配システムについてよりも、ステイトとしての国家にふさわしい表現として受容されるべきなのである。

脱神話化から国家の考察へ

国民国家についての神話的外殻は、とりあえず破砕された。ここから私の考察は始まるが、国民国家を対象とするにあたって、まず国家を考察することにしよう。国民からではなく国家から考察をはじめ理由は、すでに上に述べたことから明らかであろう。第1に、国民国家とはヨーロッパを起源として形成されたものであるが、その際に国家形成が国民形成に先行したからである。このことは歴史的にだけでなく、理論的にも言える。排他的政治権力、つまり国家の形成が国民形成の前提をなすからである。こう言うと、民族解放運動や民族統一・独立運動から国家が形成されることを無視するのか、という異論が生じるかもしれない。この異論については後に詳しく立ち入るが、さしあたって次のように言っておこう。先ず何よりも、民族統一・独立運動が展開してゆく際すでに国家は他の支配民族によって帝國的領域に基礎を置いて、あるいは小国家群に分裂して形成されていることに注意を払わなければならない。国民国家は、帝國的國家や都市國家と並ぶ國家の一つの型でしかない。国家という政治社会なり統治・支配システムの規定の上にはじめて国民国家を規定しうるのである。統一・独立運動は既存の帝國的國家や小國家群とは別個に、特定の住民をネイションとする一つの國家を形成しようとするものであって、国家自体はネイション

25) Riedel(1969), p.143, (邦訳, p.154).

26) Engels, *op. cit.*, p.165, (邦訳, p.169).

の前提になっていると言わなければならない。さらに、民族統一・独立運動を支えるナショナリズムは外的な抑圧者への対抗という基盤の上で堅固であって、民族なり、国民としての確立を必ずしも前提とはしない。明治維新国家がそうであったように、また戦後の新興独立国がそうであったように、相矛盾しさえする諸イデオロギーを複雑に抱え込んだ民族統一・独立運動の結果もたらされた新しい国家は、自身新たなナショナル・アイデンティティーを確立しなければならないのが普通である。民族統一・独立を求めるナショナリズムが存在することと、ネイションとしての民族のアイデンティティーの存在とは区別されなければならない。一般的には、ナショナル・アイデンティティーの確立は国家形成の後の主要課題をなすと言ええるのである。

§2. 国家の歴史的母胎、あるいは旧き市民社会

旧き市民社会の基底

国家はヨーロッパ起源の統治・支配システムだが、中世ヨーロッパには「旧き市民社会」はあったが、国家は存在しなかった。では、「旧き市民社会」を含む中世ヨーロッパ政治社会は、国家とどのように異なる統治・支配システムであったのであろうか。どのような歴史的母胎から異形のリヴァイアサンはその姿を現してきたのであろうか。

フランク人の帝国であるカロリinger朝が西ローマ帝国を継承した時に、ローマ的伝統とゲルマン的伝統が結合し、ある継続性をもった中世ヨーロッパ世界が誕生した。この世界は、ケルト人、ブルトン人、ガローローマ人、フランク人など様々な諸部族の居住空間から成り立ち、ローマ帝国との関係からも、またその後の歴史の中に生じた地域間の諸関係からも、そして数世紀に及ぶ歴史に伴う諸変化から言っても、一様なもの、不変なものとして描きうるものではない。しかし、中世世界全体を通じて、

国家が支配する社会とは対蹠的な社会が一貫してヨーロッパの時空に存在した。国家は、そこから生まれてきたのであり、その世界を理解することなしに国家の本質的特徴を理解することは不可能である。不当な一般化や意図的な特徴の固定化の危険を敢えて冒すことになるが、国家とは対蹠的な中世ヨーロッパ社会の特徴を明らかにしておこう。

中世ヨーロッパ社会を、支配・統治システムの側面で本質的に特徴づけるのは、権力が排他的に集中あるいは系列化されずに社会の内部に分有され、複雑な様相をもって重層的に存在していたことである。そのことをいくつかの側面から見ることにしよう。第1に、社会の権力は、国家のように上から構成されるのではなく、下から積み上げられていた。何よりも先ず、ゲルマン的伝統にしたがって、全自由人、つまり独立した市民は、家あるいは団体を代表して自ら独立した権力を有した。初期ゲルマン社会では、ジッペとして知られる血統共同体あるいはその一つでもある家は、農業を基礎に生活を自立して完全な権利を有し、またこれらを代表して武装能力をもって兵士として軍役につく人民は自由人であり市民とされた²⁷⁾。フランク王国にあってはフランク人であることと自由人であることはほとんど同じ意味をもっていたが、王国の全自由人は直接首長あるいは王に結びつき、慣習と自由人の集会は首長や王の権力を規制しさえした。この伝統に基づく諸観念は、カロリinger朝に戦術上の変化に基づいて武装力の主体が歩兵から騎士に移行し、一種の兵農分離が生じて農民が軍役奉仕義務をそれ以外の奉仕義務をもって代えることが可能になり、あるいは騎士でさえも託身や臣従礼をもって主君の家士として仕えて独立性を失っていても生き続けた。また、自由人の間に身分差が生じたり、自由人と非自由人の境界が大きく移動しても生き続け

27) ジッペについては、Mitteis(1988 [1949]), pp.23-26, (邦訳, pp.27-34)を参照されたい。

た。

自由人やそれが代表する家あるいは団体同士で戦われたフェーデ (Fehde) はこれをよく現す。フェーデは通例「私戦」と訳されたりもするが、そうした意味、つまり戦いが私事に属するという意味が付されたのはまさに公的社会を排他的に国家が代表するようになる歴史的過程においてであって、本来は裁判に並んで存在したところの、法に基づく限定的戦争・決闘であった²⁸⁾。つまり、自由人の間の神判の一つである裁判決闘と同じ意味を有した。フェーデは、無法な「私戦」ではなく、正当な「公戦」であった。カロリンガーの下では、王権は軍隊逃亡や背叛などを除けば犯罪の弾圧には関知しなかった。ジッペあるいは家の構成員の一人に加えられた攻撃に対してはフェーデと血讐 (Blutrache) による防衛や名誉の回復は自然の行為とされ、王など上級の権力も裁判に代わるフェーデを排除するものではなかった。そもそも裁判からして、刑事機構が関与するよりは、被害者とその家、ジッペによる弾劾手続きによって開始され、他方被疑者は無実であることを雪冤宣誓によって表明しえ、雪冤補助者・保障人がこれに伴わない場合には、弾劾人と被疑者は裁判決闘などの神判をもって決着をつけたのであった。

フェーデを正統化するジッペの機能は、ジッペが保護共同体であることから生じているが、ジッペが軍の単位をなすとともに平和共同体、権利共同体、保護共同体として公的機能をもったことから、ジッペはアジール (Asyl) 機能をも有した。アジールとは保護が与えられる避難所であって、教会、修道院、水車小屋などが代表的なものだが、同時に独立したジッペである

家もそうした機能を果たした²⁹⁾。独立した団体に帰属する者を自由にする裁量権はその家もしくは団体、そしてその代表者である自由人がもっているものであり、領主や君主といえどそれを侵害することはできなかったのである。刑法犯でも自身を保護するジッペである家や団体に逃げ込んだときは、王や領主の司直も手をだせなかった。そして、ジッペあるいは家から放逐された者は、法喪失者として一切の社会的な人間的な権利を無視されるのであった。

フェーデやアジールは、当然のことながら権力の排他的独占を願う王権と絶えず衝突し、何世紀にもわたって変化を繰り返した後に、次第に王権によって抑圧されてゆく。兵農分離とそれに続く身分制の形成や種々の社会変動は農民を惨めな存在へと追いやる。それでも、自由人である市民が独立した権力を持ち、彼らの同意と慣習を無視した支配はありえないという観念は、その後も長く生き続けた。イングランドでは、特に騎士から転じたエスクアイアやジェントリーがそうした意識を継承した。また、古い市民とは異なる新しい市民、つまり都市市民が、カロリンガー期の自由農民に代わって、自由人の権利意識を自己のものとしていった。都市によってはじめて市民 (citizen, bourgeois, Bürger) が誕生し、そこから自由な市民意識が発展していったことは疑いえない事実だが、市民の自由意識が中世の政治社会の伝統の中で正統化されたことを看過するとすれば、ヨーロッパ史を深部から理解することはできなくなるであろう³⁰⁾。たとえば、イングランドにおける市民革命

28) フェーデについては, Mitteis, *ibid.*, pp.37-43, (邦訳, pp.54-65), pp.97-102, (同, pp.153-162), pp.300-306, (同, pp.423-431), Olivier-Martin (1951[1948]), pp.57-58, (邦訳, pp.87-90), pp.126-129, (同, pp.197-199), pp.134-137, (同, pp.205-209)などを参照されたい。

29) アジールについては, Mitteisの前掲ジッペについての叙述の中でも触れられている。なお, こうしたアジールの機能は, 阿部(1983), pp.48-59, の叙述で, つとに一般的に知られているところである。

30) 都市市民は, 都市に住む自由人を意味する。つまり, 都市市民は, 土地保有を基盤とした一般自由人と同じ権利をもつ公人として, 中世には認められたのである。このことが基礎にあつて, 後に市民権思想が都市市民から生じたのである。イングランドでは, 農村部の直属受封者であつた自由人が多数いたが, フランスなどでは, 農民は貴族によってしか代表さ

や議会の発展を支えた地方の力を評価しえなくなるからである。

このような自由人のもつ権能の継承は、ヨーロッパと非常に似た封建制をもっていたにもかかわらず織豊政権以後の兵農分離と身分制の確立、さらに国人の大名への従属といった歴史過程の中で自由人の観念が雲散霧消してしまったこの国とは違っていた。それをよく表現するのが議会の誕生である。封建議会の誕生は、中世ヨーロッパに共通していた³¹⁾。それは、一般的には、聖職者、貴族、都市市民の3身分の会議として、またイングランドやスイス、スエーデンなどでは農民を含む会議として制度化されていた。ある地域では、かつて自由人であった農民は兵農分離と身分制の確立に伴って貴族に付属するようになっていったし、封建議会の権能も地域によって差があったが、王権が相対的に強化されていった時代に、自由人は自己の権利が次第に制限されてゆくのを座視することはなかったし、また王は貴族、聖職者、騎士を含む自由人、都市市民の同意を得てはじめて大きな権力の執行を実現することができた。「絶対君主制」とは、こうした封建議会の制約から王権が解放されようとする衝動を含んでいた。

そもそもゲルマン諸部族では、武装する平等な自由人の共同体の首長は人民集会によって選出されていた。「小事については首長たちが、大

事については人民全体が相談する (de minoribus rebus principes consultant, de majoribus omnes)」という原則に基づく民会があり、また刑事裁判や不動産保有権をめぐる裁判も民会でなされた³²⁾。この伝統は、領主権力の弱かった地域では保持されたし、中世半ばに村落共同体が三圃農法と隸農の解放に対応して形成されていた時にも新しい形で復活した。やがて裁判権が民会から王や領主の裁判所と土地保有者の封建裁判所の手に移り、民会の機能も存在も衰退する中で、慣習に基づかない課税や立法がなされるようになる。だが、そうした時代に今度は、王の直属受封者、聖職者、自由人による封建議会が生まれる。裁判権についても、人民代表による裁判は、陪審制の中に継承される。議会は規則性を持たず、議会への招集者の範囲は変化し、また議会や選挙への参加が権利として一般的に切望されたわけではなかったにしても、イングランドではアンジュー朝に議会が国制に明確な位置を占めるようになり、大憲章 (Magna Carta) で課税 (scutage) の際に議会の承認が求められるようになった。そして、州の民会から出発して共同体裁判所の一つとなっていた州裁判所は、裁判権を失っていったが、代わって州選出議員の選出機関に転じた。13世紀末までに封建議会は自由人の議会 (Parliament) となり、中世を通じて「最も活動的で独立的な要素」(メ

れえない従属的存在となる。フランスの市民権思想とそれを体化した運動が、イングランドとは異なっており、第3身分から生じたのは、そうした歴史的背景に基づくであろう。このように見ると、増田 (1994 [1952]) が、「西洋の近代思想の構造を大ざっぱにいうと、それは一方には国家というものがあり、その他方には階級、すなわち近世においては特にブルジョワジーと解釈した意味での市民社会が存在する。それからさらにそれらと並んで、階級でもなく国家でもない、コミュニティー、即ち共同体という考え方があって、それがシテイズン、市民権を持っているものの集団という意識が強く、それに基づいて日常の生活が営まれている。……それで、近代思想なり近代社会の構造の原理という問題になると、国家および民族の考え方を除いては、まずもって都市の原理、あるいは都市の性格を正しく知ることが不可欠の前提となるわけである。」(p.28)

と論じているのは、先駆的な中世社会研究の下地からうまれた優れた指摘と認めるにしても、問題なしとしない。このことは、日本近代の理解にもかかわるのであって、日本的な都市の構造や機能の歴史が近代を生み出し得なかったという側面は、それ自体正しいが、他面、兵農分離以後の近世封建制の形成の中で、国人が大名に従属し、直接的な土地保有から切り離され、契約的封建関係を形成しえなかったことにも注意を向けるべきではなかろうか。

31) 中世議会については、Mitteis, Olivier-Martin, Maitlandなどの他に、特にこれをあつかったMyers (1975)に詳しい。

32) 民会については、Maitland, *op. cit.*, pp.39-47. (邦訳, pp.55-65), pp.54-56. (邦訳, pp.75-77), Mitteis, *op. cit.*, pp.33-34. (邦訳, pp.46-48), pp.63-66. (邦訳, pp.98-101), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.54-56. (邦訳, pp.84-86)などを参照されたい。

イトランド)³³⁾といわれる州の騎士や市民からなる庶民院 (the House of Commons) は、貴族院と並ぶ位置を占めて市民革命後の議會を準備する歴史を形成していった。フランスでは、イングランドとは異なって、パルルマン(parlement)は貴族によって構成される高等法院であり、全国的な裁判権の系列化の中で上級裁判権を集中していったが、しばしば貴族の王権への抵抗拠点となった。高等法院とは別に、フランスでも王が直属受封者に助言と援助を求める権利と義務にしたがって封建議会在13世紀までにもたれるようになり、教皇ボニファチウスVIIIとフィリップIVの間の紛争に関して1302年、ノートル・ダム聖堂に初めて全国3身分会議(Etats généraux)が開催された。ヴァロア朝で新課税をめぐる全国3身分会議と王は対立し、その後ブルボン朝に会議は開催されないようになるが、プロヴァンスやブルターニュなどの辺境では地方3身分会議が維持され、国庫建て直しを図るルイXVIは高等法院に依拠する貴族の抵抗を打破すべく全国3身分会議の召集に踏み切らざるをえなくなる。それがフランス大革命の劇的な展開を準備したことはよく知られている。フランスの高等法院も全国3身分会議も国民議會へと発展しなかった。それでも、それらが王の権力に対抗する自由人の権力の存在に起源を置いていることは確かであった。

中世盛期以後に登場した封建建議会在中世前期の、あるいは古来の民会を正規の起源にするとは勿論言えない。ゲルマン的な自由人共同体が身分制社会へと変質してから議会在誕生したからである。無論、封建建議会在後の国民議會と直接の継承関係をもつとも言えない。そのようにとらえるのは余りに中世を近代觀念に依存して把握することになる。また、封建建議会在の成立契機に公会議にみられるカトリック教会の影響も存在するであろう。だが、中世封建建議会在がゲルマン的な伝統、つまり自由人が裁量的な権力

ではなく、慣習と自由人の同意に基づく立法にのみ従うという「旧き市民社会」の伝統を基礎としていること、さらにこの伝統が国民議會形成に影響を与えたことは疑いえないであろう。大憲章と権利請願が一つの連続性をもっており、それがまた市民革命後の議會へと継承されたイングランドの例はそのことをよく示すのである。近代議會制は、その意味では、近代的な市民権思想だけでなく、「旧き市民社会」の市民意識を歴史的起源にもつと言えるであろう。あるいは、近代市民権思想を生み出した歴史的土壌に「旧き市民社会」の市民意識が存在したと言うべきであろう。

自由人の自力救済権と並んで、またこれに関連して、社会の権力が上からではなく下から構成されていたことをよく示すものに法体系のあり方がある。ゲルマン諸部族では、もともと一般の犯罪の弾圧は、専らその被害者またはジッペに関係することであり、王は固有の犯罪弾圧に関しなかった。それ故にまた、フェーデは重要な司法上の機能を有したのである。しかも、裁判が行われる際には、ゲルマン的な属人主義に基づくあれこれの部族の異なる慣習や成文法が法源とされた。それらの法は、やがてラント法なり普通法・一般法として知られるものに集成・編成され、それとともに属人主義は衰退し、王は平和を維持する権能に基づいて刑法の領域での裁判権を得ていった。だが、11から12世紀頃のドイツやフランスでは、今度は、同一の職、地域などの慣習が意味をもつようになっていった。しかも、小地区の法が大地区の法に優先し、法は分裂していたとされる。ミッタース言う。「当事者の意思は、都市法を破り、都市法はラント法を破り、ラント法は帝国法を破る」と³⁴⁾。自由人あるいは家や団体などの自力救済権が基礎とされる世界では、権力の中で裁判権、司法権はなおのこと意味を有し、それ故に、法体系

33) Maitland, *ibid.*, p.174, (邦訳, p.233).

34) Mitteis, *op. cit.*, pp.225-226, (邦訳, p.327). 法の分裂については、また、Olivier-Martin, *op. cit.*, pp. 110-111, (邦訳, pp.170-172) も参照されたい。

の基礎も社会の下から積み上げられたのであった。

権力の重層性

第2に、自由人の自力救済権の上に、権力は複雑に重層的に形成された。自力救済権が承認される世界は安定的で平和であるとは言えない。そのような世界は、ホッブスやロックが言う自然状態に近いし、またロックやホッブスの叙述をよく読むと、フェーデが影響を与えていた社会を念頭に自然状態を書いているとも思えるのである³⁵⁾。権利を主張して戦う自由人は、戦いを挑まれて敗れ去る危険を同時に有していた。他方、自由人の家あるいは団体の財産がどこでもいつでも武装単位を準備するのに十分なほどにあり、またそれらが平等にあるとも言えなかった。特に、騎兵が武装力の主力となるにおよんでそれまでの家の財産では軍役を自立してまかなうにはいたらない例が多数生じた。自由人は自己の費用で武装し、軍役につく間の生活資料を準備しなければならなかったが、直属受封者である自由人に対して騎乗しての出陣が命令されて以来、軍役奉仕は費用のかかるものとなった。騎士奉仕の場合には、騎士は馬と自身の武装ばかりでなく、楯もちなどの従士、馬丁、1人か2人の歩兵などが必要とされたからである³⁶⁾。そこで、カロリンガーは騎兵として王に忠誠を尽くして奉仕することを約定する家士に十分な土地を恩給地として給与し、封(Lehen, fief)として授けるようになる³⁷⁾。した

がって、当初家士になることは自力救済権の放棄を意味したが、西フランク王国のシャルルⅠは、メルセン王令で自由人が貴族などの主君身分の家士身分に入ることを奨励し、自由人と家士の身分的差異は解消していった。同じ過程は、ほぼ東フランク王国、神聖ローマ帝国の領域にも生じた。全自由人が王に直接結合された世界は一部残ったにしても衰退して、カロリング朝以後の中世ヨーロッパにヴェーバーがレーエン(Lehen)的封建制³⁸⁾と呼んだ秩序が形成されていったのである。

レーエン制では、授封者が領主的権利と収入を生み出す支配権、わけでも土地を封臣に授け、代わりに授封者は受封者からフランクの託身礼(commendatio, Handgang)や誠実宣誓(fedelitas, Treueid)に起源を置く臣従礼(hommage, Manschaft)や忠誠誓約(foi, Hulde)を受けて、彼らと主従関係を結ぶ。自由人の間の契約関係に基づいてレーエン制が成立するのである。主従関係に基づいて受封者は、土地保有条件として封建裁判権を獲得し、王をはじめとする授封者に対しては土地保有条件に基づく様々な封建的奉仕義務を負う。兵農分離が進んでゆくにしたがって、封建的奉仕義務は軍事奉仕義務と自由鋤奉仕などの経済的奉仕義務とに区分された。また、レーエン制に組み込まれた自由人の下には、さらに隷農としての奉仕義務を負わされた農奴が存在した。こうして、多くの、あるいはあらゆる公法的諸関係が土地保有関係と融合した。軍事奉仕義務の典型は騎士奉仕であって、大陸でもイングランドでも1騎士封の義務は戦時に1年につき40日間、授封者である主君の軍隊に勤務する完全武装騎士奉仕であった。ただし、奉仕義務期間をすぎれば騎士は自己の領地経営に戻った。このため一定の休息期間を置いて主君が再度の召集を強制

35) Hobbes(1914 [1651])の、万人が戦争状態にあるという自然状態の描写(pp.64-66, 邦訳, pp.156-159), Locke(1960 [1690])の、私的な裁判権という自然的権力の指摘(pp.341-342, 邦訳, p.245)は、フェーデが社会を不安に陥れていた社会描写に近いこと、また権力の集中なり移譲が王権によるフェーデの禁止に対応していたことを考えあわせると、彼らの考えた自然状態を哲学的に理念的な産物として規定するのは行き過ぎではないであろうか。

36) Howard(1976), pp.2-4, (邦訳, pp.13-16)。

37) 家士制成立については, Mitteis, *op. cit.*, pp.80-84, (邦訳, pp.123-132), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.

53-54, (邦訳, pp.82-83), pp.80-86, (邦訳, pp.124-133)などを参照されたい。

38) Weber(1972-2[1924]), pp.148-151, (邦訳, pp.105-120)。

することもあったが、奉仕義務期間を過ぎれば主君は自身の費用で装備を負担しなければならなかった³⁹⁾。この点は、織豊政権以後の日本の封建制と大きく異なる。自由人の権利を基本にした契約観はそれほど強かったのである。マルク・ブロックが、この契約観と、それに基づいた反乱権に起源を置いて議会制が生まれたと指摘し、「封建制はわれわれの文明に、われわれが今日なおそれを糧としていきることを望むなものかを、まさしく遺贈してくれた」と言っているのは、日本の封建制がヨーロッパのそれに似ていたにもかかわらず近代市民社会を自力で生みだしえなかった由来にも触れているのである⁴⁰⁾。

レーエン制は、王が騎士的軍事奉仕義務を果たす自由人を効果的に動員しうるシステムを中世に与えた。だが、同時にそれは複雑な権力の階層を生み出し、王権を制約し、社会の凝集力を減少させる要因ともなった。そうなった理由の一つは、レーエン関係が王と貴族との間に結ばれると同時に再下封なり再授封の形で貴族と種々の自由身分の間でも結ばれたことにある。王権が強大であったノルマン・コンクエスト後のイングランドでは、軍事奉仕義務は王に対してのみ負うことになっていた。ある貴族から再下封によって騎士封を保有したある騎士は、当の貴族にではなく王に対して軍事奉仕義務を負ったのである⁴¹⁾。ところが、大陸では、そうはならなかった。貴族である主君に奉仕する騎士は直接の奉仕義務を主君に対して負い、王とは直接の関係をもたなかった⁴²⁾。このため、貴族である領主は王と無関係に自己に忠誠を誓う軍勢力を集中することが可能となったのである。軍事

力だけが凝集力を失ったわけではなかった。中世では、裁判権は権力の所在を示すものであり、同時に裁判権所有者に多大の富をもたらしたが、レーエン制に伴って、裁判権も土地保有条件に基づいて分割されていった。

さらに、重要なのは、騎士などが複数の主君の家士となること、つまり複数のレーエン関係が結ばれたことであった⁴³⁾。地域によって、また時代によって差はあるが、中世一般にそれは存在し、極端な例では一人が100名の主君をもっていたと言われる。王に直属した貴族でも他の領主や教会の家士でありえた。王でさえもその例外ではなく、臣従礼は行わなかったにしても自有地所有者である修道院の家士になるということさえ記録されている。カペー朝フランスでは、このため専身臣従礼と平臣従礼の区別などがもたらされるが、不安定は解決されなかった。王、伯などの大貴族、それ以下の身分の間の強さの変動は、こうした不安定と絡まってしばしば権力の安定的な組織化を妨げた。オリヴィエ・マルタンは、こうした状態をうまく言い表している。「封建的構成は、ピラミッドのように下から上へと段々と整然と重なっているのではない。すなわち、一組の鎖というよりも、むしろ一つの網、それも往々にして纏れた網といえるであろう」⁴⁴⁾と。

なお、これに加えて、レーエン制とともに司法が複雑に構成されていったことも忘れてはならない。レーエン法は、共同体全体にかかわる一般法・普通法としてのラント法とは別のものであった。授封者と封臣との関係を定めたのがレーエン法だったからである。だが、レーエン制は、レーエン法とラント法の問題を生みだし、同時にレーエンに関して授封者が封建裁判権を確立するという事態を生み出した。イングランドではレーエン法が普通法と完

39) レーエン制における軍事奉仕義務については、Maitland, *op. cit.*, pp.25-30, (邦訳, pp.36-42), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.137-138, (邦訳, pp.209-211)を参照されたい。

40) Bloch(1968 [1939]), p.619, (邦訳, p.555)。

41) Maitland, *op. cit.*, pp.23-39, (邦訳, pp.33-55)。

42) Mitteis, *op. cit.*, pp.177-186, (邦訳, pp.266-278), Olivier-Martin, pp.81-83, (邦訳, pp.126-129)。

43) レーエンの錯綜した関係については, Mitteis, *op. cit.*, pp.182-183, (邦訳, p.273), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.258-260, (邦訳, pp.386-389)。

44) Olivier-Martin, *op. cit.*, p.260, (邦訳, p.389)。

全に一体化した⁴⁵⁾。この過程で、過去の民会に基礎を置く州裁判所などの共同体裁判所は意味を失い、王の支配する裁判所と領主の封建裁判所がレーエン制に基づいて組織化された。裁判権はレーエン制とともに組織化された。ドイツでは、自有地が存在したことや帝国権力が弱かったこともあってラント法とレーエン法は併存し、不動産保有条件に基づく土地領主権力と並んで、またそれを凌駕して城主権力が確立されていった⁴⁶⁾。フランスでは、ドイツとは異なってレーエン法が堅固に形成されたが、イングランドとは違って土地領主にして城主領主である貴族など中間団体の権力が王に対して相対的に自立化していった⁴⁷⁾。

このような権力の重層性は、王が大貴族や後に都市に与えた特権、特に不輸不入特権(*immunity, immunité, Immunität*)の存在によっても一層複雑となった⁴⁸⁾。当初、課税免除権であったそれは、やがてカロリナーの下で権力行為や強制行為のための立ち入り禁止をも含むものとなり、この特権を得たものは共同体裁判権を手中にするようになっていった。そのかわりに王はレーエン制と同様に忠誠者をそこから得た側面もあるが、同時にレーエン制がもたらしたのと同様に中間団体の権力を創出するのを助け、権力の拡散と重層化を促したのである。フランク王国における王権の弱体化が、不輸不入特権をもつ伯など大領主による王権の包囲にあったことを想起すればよいであろう。

この上にまた、王に代表される俗権と教会が持つ教権が併存していた。中世社会は、他ならぬラテン的キリスト教世界であった。教会は、ローマ教皇を頂点としてヨーロッパ全体に一個の組織をもち、カノン法をはじめ独自の法と立

法機能を有し、裁判権をもち、固有財産を基礎に自立し、聖職を組織・管理した。そればかりか、司教や修道院長などの聖職身分は王国を構成する貴族、騎士と並ぶ封建身分を構成し、さらに種々の身分の人々や団体とレーエン関係をもち、また自身が封建領主でありえた。そして、教会は、王であろうとキリスト教徒の行為に関して、法に基づいて干渉しうる権能を有した。王の領域一円支配のためには、教皇権との闘争が必要であった。カノッサの屈辱とウオルムス協約によって終結をみる11世紀から12世紀の聖職者叙任権闘争、あるいはフィリップIVによる教皇のバビロン幽囚は、このような諸権能を有した教会と王や貴族との間の緊張関係を象徴するものであった。

最後に、権力は王と中間団体ともいべき貴族、都市、教会などの間で引き裂かれたのみならず、国際的にも引き裂かれていた。カロリナーが継承したローマ皇帝権、後の神聖ローマ皇帝権などの世俗的権威・権力とローマ教皇に象徴されるカトリック教会の権威・権力は、「纏れた網」をいくつか束ねた上で、なおそれを握ったような世界を生み出したのである。ウエストファール条約までは、対外主権は正統性をもって確立されることがなかった。

公私の融合

以上のように、ヨーロッパ中世には権力の排他的集中・系列化の反対世界があった。このことに加えて、またこのことに深く関連して、国家が支配する社会と対蹠的であったことに、公私の区別がなかったことに言及しなければならない。ステイトとしての国家にあっては、公的なものは国家に集中する。国家への奉仕者は公人であり、公務員であり、その仕事は公務であり、国家の法は公法であり、国家の権力は公権力である。私的なものは、国家から排除されたものである。ヘーゲルは、近代市民社会を他の私人との相互依存の中で個別の私人が自己利益を追求する世界とみなし、その上に社会から

45) Maitland, *op. cit.* pp.141-164, (邦訳, pp.189-219).

46) Mitteis, *op. cit.* pp.177-186, (邦訳, pp.266-278).

47) Maitland, *ibid.*, Mitteis, *ibid.*

48) 不輸不入特権については, Mitteis, *op. cit.* pp.84-88, (邦訳, pp.132-137), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.88-90, (邦訳, pp.135-138)を参照されたい。

外化してそびえる国家は社会の普遍性を体現し、この普遍的利益追求に奉仕する仕事を公務とみた⁴⁹⁾。このような区分は権力の集中・系列化によって生じたわけではない。むしろ公的なものを独占する故に国家は権力をその手に集中・系列化するのであり、公的世界が私的利益追求の市民社会から飛び出す正統性に基づいて国家は権力を手にする。よしんば権力の集中が先行したとしても、政治的正統性が賦与されなければそれは安定しえないのである。このようにして、中世世界と国家の対蹖性は、権力の所在という外面的問題から公的なものの所在という内面的なものへ考察を導く。「旧き市民社会」では公的なものはどこに存在したのであろうか。

国家と近代市民社会の分裂と相対に対応して公私を区分することは、今日では違和感なく受容されている。だが、こうした公私の区分は、三重の意味で中世社会から隔たったものである。第1に、公私の区分は、アリストテレス的な世界に始まり、ローマ法の公人 (publics) と私人 (privatus) の区分を引き継ぐものだが、前にも述べたように、アリストテレス的な世界では、私人規定は家社会 (societas domestica) の私的自律に依存しており、公共的なものは、家に対して絶対的支配権を有する市民によって構成された政治社会、つまり市民社会 (societas civilis) に属した。その場合には、国家ではなく、市民社会が公的領域に他ならなかった。あるいは国家は市民社会に含まれていたのである。王は、神への媒介者であり、平和の保護者であり、戦争の指揮者であったが、王の権力は自由人の意思と法に基づいていると観念され続けた。君主制であろうと、自立した権力を有する自由人が社会の基礎をなしていたのである。ミッタイスが、中世王制を人民的国制の一部であり共和制と対立するものではない、と言い切るのもこのためである⁵⁰⁾。事実、人民主権の法理論が強固

に存在した。

第2に、ヨーロッパ中世は、この「旧き市民社会」観念をゲルマン的な団体主義と結合したが、ゲルマン社会の市民である自由人は、自由なジッペによって保護されて権利を有したのであり、ローマ法的に自由な個人であるがゆえに私的な所有権や家財産への処分権を自由にしたのではなかった。家長は、絶対的な主人ではなく、団体なり家の財産の管理者だったのである。この意味で私的な領域はアリストテレス的な、あるいはローマ的な世界ほどにも存在しなかった。騎士を提供する以上の家となれば、実に多くの人々によってはじめて維持されるのであり、経済生活の中心をなした農業生産も、また、どれほどに商業が発展したとしても工業の未発展の段階での非農業的財の生産も、家に属する種々の人々の集団的な労働によってはじめて可能となった。家から外に出ても事情は変わらない。農業には共有地が必要であり、農耕はまた村落共同体構成員の互助や賦役労働を必要とした。近代につながる契約観念は中世から存在しえたとしても、自立した私人の観念、さらに個人の観念の形成は困難であった。

第3に、ローマ的世界では、私人社会は、私的所有という裏付けをもっていた。これに対して、レーエン制や身分制によって支えられた権力の重層的配置は、所有権の重層的配置に対応していた。自由人の家やジッペから領主や都市の中間団体をへて王に至るまで、固有の私的所有権や裁量権が、明確に区分された形で排他的に与えられていたわけではなかった。それどころか、メイトランドをして「中世には土地法が全公法の基礎である」⁵¹⁾と言わしめた世界が存在したのである。権力の重層性の裏は、私的領域と公的領域の融合と未分化であった。

レーエン制は、何も土地だけをレーエン財とするものではなかった。関税徴収権のような諸権利、官職、定期金のような請求権などもレー

49) Hegel, *op. cit.*, pp.214-233, (邦訳, pp.488-516) pp. 252-258 (邦訳, pp.544-553).

50) Mitteis, *op. cit.*, pp.34-43, (邦訳, pp.48-54).

51) Maitland, *op. cit.*, p.38, (邦訳, p.54).

エン財となりえた。ただ、中世ヨーロッパ世界が地中海交易などを通じる外界との関係を断たれ、生産力の低かった時代には、富の源泉は豊穡な土地に他ならず、自ずとレーエン財の中心は土地に代表される不動産となった。こうして、先ず何よりも土地の保有条件がレーエン制によって公法的な国制的な意味をもつようになる。メイトランドは言う。「人々は不動産保有条件の故に軍事奉仕義務を負うのであり、また不動産保有条件の故に上納金、相続料、スキューティジを支払うのであり、不動産保有条件の故に国王は有利な後見権、婚姻権、不動産復帰を得るのである。」また「不動産保有条件の影響はここに留まる訳ではない。裁判制度が不動産保有条件によって影響されているし、また議会制度も不動産保有条件により影響されている」と⁵²⁾。このような事態は、レーエン法と一般法としてのラント法が融合していたイングランドでは明確な形で現れた。大陸のように、レーエン法と別個にラント法があった場合には、土地保有と領主支配とが必ずしも重ならなかったが、レーエン制による社会の凝集力の欠如と領主支配権の強化はつながっていたし、レーエン的秩序は土地所有と公的権力体系を表裏のものとしていた。そして、ドイツのようにレーエン制とは別個の公法的秩序が存在したとしても、それが開墾などによって得られた私有地を基礎としていたことも確かである。土地所有が国制を規定したことにかわりはなかった。

レーエン制の下では、土地は、形式の上では上級者から下級者へと、軍事奉仕義務から隷農奉仕義務にいたる種々の保有条件を伴って繰り返し授封された。かくして、厳密に言えば、一片の土地に種々の所有権が、幾層にもわたる所有権が設定された。しかも、ヨーロッパでは、土地領主の一円支配が容易に形成されず、例えば一人の農民が耕す一つの耕地の一部がある騎

士から、またある一部はある伯や司教から、しかもまた異なる保有条件で与えられたという場合が存在した。そして、周知のように、ゲルマン的な村落共同体には共有地、入会地が存在した。すべての土地に排他的な絶対的な土地所有権が設定されるということとはなかったのである。公有にせよ私有にせよ排他的土地所有権が設定されている近代社会とは、所有権のあり方が根本的に異なっていたのである。すべての土地は王に代表される、あるいは古来の共同体のものとも言えた。このため、やがて不動産の賃貸や売買について、中世社会は様々な法理論を考案し、レーエン制との齟齬を避けなければならなかった。賃貸や譲渡が公法的秩序の崩壊につながりかねなかったからである。例えば、ノルマン・コンクエストの後のイングランドでは、不動産賃借権を有する定期不動産権者 (tenor) は、土地に対する物的権利をもたず、賃貸人に対する訴権を有すると解釈された⁵³⁾。レーエン制が強固に形成されて国制を根底から規定したイングランドでは、その後長くこの問題にぶつかった。近代的私的所有権の確立をもたらした囲い込みは、議会による、しかも個々の囲い込みのケースについての個々の議会制定法の議決という形式をとらなければならなかったほどである。大陸でも、フランク時代には、譲渡を正当化するために、譲渡人は一度保有地を主君に返し、譲受人とあらためて新たなレーエン関係を結ぶという形式がとられた⁵⁴⁾。中世の深まりとともに、大陸での封の譲渡性はイングランドとは異なって容易に認められていったが、不可分性原則がそれに伴っており、分離して譲渡する際には授封者である主君の承認が必要とされた。排他的な公的領域も排他的な私的な領域もそこにはなく、それらが一体となって「旧き市民社会」が存在し、公的社会が市民社会から飛び出ることは到底かなわなかったのである。

52) Maitland, *ibid.* 同じことはまた, pp.154-155, (邦訳, pp.207-208) にも述べられている。

53) Maitland, *ibid.*, p.36, (邦訳, p.51)。

54) Olivier-Martin, *op. cit.*, p.265, (邦訳, pp.396-397)。

これまで述べてきたことから、極めて概観的にだが、「旧き市民社会」がステイトとしての国家とは似ても似つかないものであったことが容易に理解されるであろう。自力救済権をもつ自由人による社会構成、村落共同体から都市、領邦、王国権力をへてラテン的なキリスト教世界全体にまで及ぶ権力の重層性、その重層性とともに存在した公私の混淆・融合・結合は、国家が支配的な社会秩序とは、まったく異なるものである。このような特徴が、無論、ローマ帝国の崩壊から絶対王制の形成までの数世紀にわたって変化せずに、またヨーロッパのどこでも同じように、存在したとはとても言えない。だが、絶えず変化を遂げて痕跡しか見えないようになったとしても、種々の形であれこれの地域に存在したのであった。では、こうした歴史的母胎から母とは似つかぬ異形の子であるリヴァイアサン、つまりステイトとしての国家はどのようにして誕生したのであるだろうか。これを次の課題としたい。(未完)

参考文献

<外国語文献>

- Bloch, M.(1968 [1939]), *La société féodale*, Albin Michel, Paris, (堀米庸三監訳, 封建社会, 岩波書店, 1995年)
- Conze, W.(1963), *Die deutsche Nation, Ergebnis der Geschichte*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, (木谷勤訳, ドイツ国民の歴史—中世から現代まで, 歴史の成果—, 創文社, 1977年)
- Coulmas, F.(1985), *Sprache und Staat, Studien zur Sprachplanung*, Walter de Gruyter, Berlin and New York, (山下公子訳, 言語と国家, 岩波書店, 1987年)
- Coulton, G. G.(1935), 'Nationalism in the Middle Ages, *Cambridge Journal of History*, V-1
- Engels(1973 [1884]), *Das Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, Karl Marx-Friedrich Engels: Werke, Band 21*, Diets Verlag, Berlin, (大内兵衛・細川嘉六監訳, マルクス=エンゲルス全集, 第21巻, 大月書店)
- Hegel, G. W. F. (1955 [1821]), *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Felix Meiner Verlag, Hamburg, (藤野渉・赤澤正敏訳, 法の哲学, 「世界の名著 35 ヘーゲル」所収, 中央公論社, 1967年)
- Hobbes, T.(1914 [1651]), *Leviathan*, J. M. Dent & Sons Ltd., London and Tronto, (永井道雄・宗片邦義訳, リヴァイアサン, 「世界の名著 23 ホブズ」所収, 中央公論社, 1971年)
- Hobsbawm, E. J.(1990), *Nations and Nationalism since 1780, Programme, myth, reality*, Cambridge University Press, Cambridge, New York, Port Chester, Melbourne and Sydney
- Howard, M.(1976), *War in European History*, Oxford University Press, London, Oxford and New York, (奥村房夫・奥村大作訳, ヨーロッパ史と戦争, 学陽書房, 1981年)
- List, F.(1959 [1837]), *Das national System der politischen Ökonomie*, Kyklos-Verlag, Basel, (小林昇訳, 経済学の国民的体系, 岩波書店, 1970年)
- Locke, J.(1960 [1690]), *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press, Cambridge, (宮川透訳, 統治論, 「世界の名著 27 ロック, ヒューム」所収, 中央公論社, 1968年)
- Meinecke, F.(1924), *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte*, Verlag R. Oldenbourg, München and Berlin, (岸田達也訳, 近代史における国家理性の理念, 「世界の名著 65 マイネッケ」所収, 中央公論社, 1980年)
- Nietzsche, F.(1968 [1886]), *Nietzsche Werke VI-2, Jenseits von Gut und Böse, Zur Genealogie der Moral (1886-1887)*, (木場深定訳, 善悪の彼岸, 岩波文庫, 1970年)
- Riedel(1969), *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, (清水正徳・山本道雄訳, ヘーゲル法哲学, その成

- 立と構造, 福村出版, 1976年)
- Maitland, F. W. (1950 [1908]), *The Constitutional History of England*, Cambridge University Press, Cambridge, (小山貞夫訳, イングランド憲法史, 創文社, 1981年)
- Myers, A. R. (1975), *Parliaments and Estates in Europe to 1789*, Thames and Hudson, London, (宮島直機訳, 中世ヨーロッパの身分制議会, 刀水書房, 1996年)
- Mitteis (1988 [1949]), *Deutsche Rechtsgeschichte*, 18. Auflage, Verlag C. H. Beck, München, (世良晃志郎訳, ドイツ法制史概説, 創文社, 1971年)
- Olivier-Martin, Fr. (1951 [1948]), *Histoire du Droit Français des Origines à la Révolution*, Domat Montcherestien, Paris, (槁浩訳, フランス法制史概説, 創文社, 1986年)
- Rousseau, J. J. (1971 [1755]), *Discours sur L'oeconomie Politique*, Rousseau, *Oeuvres Complètes*, 2, *oeuvres philosophiques et politiques: des premiers écrits au Contrat social 1735-1762*, Aux Éditions du Seuil, Paris, (河野健二訳, 政治経済論, 岩波文庫, 1952年)
- Seton-Watson, H. (1977), *Nations and States, An Enquiry into the Origin of Nations and the Politics of Nationalism*, Westview Press, Boulder
- Staniland, M. (1985), *What Is Political Economy?, A study of social theory and underdevelopment*, Yale University Press, New Haven and London
- Weber, M. (1972-1 [1919]), *Wirtschaft und Gesellschaft*, fünfte, revidierte Auflage, Studiengabe, J. C. B. Mother (Paul Siebeck), Tübingen, (脇圭平訳, 職業としての政治, 岩波文庫, 1980年)
- (1972-2 [1924]), op. cit., (世良晃志郎訳, 支配の諸類型, 創文社, 1970年)
- <邦語文献>
- 阿部謹也 (1983), 『中世の星の下で』, 影書房
- 井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉 (1996), 『民族・国家・エスニシテイ』, 岩波講座「現代社会学」24, 岩波書店
- 酒井直樹・ブレット・ド・バリール・伊豫谷登士翁 (1996), 『ナショナリティの脱構築』, 柏書房
- 佐々木隆生 (1989), 経済学原理と近代国民国家—近代国民国家の政治経済学 1. —, 北海道大学『経済学研究』第39巻, 第3号
- (1990), 近代社会の普遍性と国民性—近代国民国家の政治経済学 2. —, 同上, 第40巻, 第1号
- (1993), 『構造変化と世界経済』 (村岡俊三との共編著), 藤原書店
- スターリン (1953 [1913]), マルクス主義と民族問題, スターリン全集刊行会訳, 国民文庫, 大月書店
- 竹越與三郎 (1965 [1891]), 新日本史, 松島栄一編『明治史論集 (一)』, 明治文学全集 77, 筑摩書房
- 中村平治 (1995), 方法としてのエスノ民族問題, 『思想』, 850号, 岩波書店
- 西川長夫・松宮秀治 (1995), 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』, 新曜社
- 橋川文三 (1994 [1968]), 『ナショナリズム』, 紀伊國屋書店
- 福沢諭吉 (1995 [1875]), 『文明論之概略』, 松沢弘陽校注, 岩波文庫
- 増田四郎 (1994 [1952]), 『都市』, ちくま学芸文庫
- 歴史学研究会 (1994), 『国民国家を問う』, 青木書店